

意見書(案)

電気料金等の高騰に対する支援の継続及び拡充を求める意見書

国際情勢の変化や長引く円安等に伴うエネルギー価格の高騰は、国民生活や企業活動に深刻な影響を及ぼしている。

こうした中、政府は「電気・ガス料金負担軽減支援事業」等の激変緩和措置を講じ、家計や企業の負担軽減に取り組んできた。

しかしながら、大手電力会社において今秋にも送配電網の維持・管理コストの上昇等を背景とした託送料金改定に伴う電気料金値上げの動きがあるにも関わらず、本年9月使用分(10月請求分)をもって同事業が終了した後の支援については明らかにされていない。

とりわけ、本県をはじめとする寒冷地においては、今後到来する冬季の電気及びガス等のエネルギー消費の著しい増加も相まって、同事業終了と料金値上げが地域経済に甚大な影響を与えることが強く懸念される。

政府においては、令和8年度補正予算で「中東情勢等対応予備費」等の財源が確保されていることを踏まえ、国民生活や企業活動の負担軽減に向け、下記の項目について迅速かつ機動的な対策を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 「電気・ガス料金負担軽減支援事業」を10月使用分以降も継続し、冬季の需要期における家計及び企業の負担軽減を確実なものとする。
- 2 政府の直接的な負担軽減策の対象外となっている、LPガス利用者及び製造業等の特別高圧電力利用事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に応じて効果的な支援を継続・拡充できるよう、財政措置を確実に実施すること。
- 3 価格転嫁が困難な医療や介護、福祉、教育、公共交通、商工業、農林水産業等の各分野に対し、エネルギー価格高騰分を補填する柔軟な財政支援を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
内閣官房長官

あて

山形県議会議長 田 澤 伸 一

以上、発議する。

令和 8 年10月 8 日

提 出 者 山形県議会議会運営委員長 能 登 淳 一

意見書(案)

従来の補正予算相当分の適切な財源確保と地方財政措置の水準維持を求める意見書

これまで政府は、防災・減災や国土強靱化の推進、食料安全保障の強化等、緊急性の高い事業に必要な財源について、補正予算を柔軟に活用し、地方公共団体が機動的に対応できるよう措置してきたが、令和8年7月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2026」において、大規模経済対策に基づく補正予算に依存した財政運営から脱却するとの基本的考え方が示されたところである。

しかしながら、本県では、国庫補助金のほか、充当率及び地方交付税措置率が有利な地方債を積極的に活用し財源を確保していることから、こうした新たな政府方針の下で、これまでどおり当初予算と補正予算とを合わせた規模と同等の予算が確保されるのか、また、従来の補正予算相当分が当初予算に組み込まれ補正予算債が活用できない場合に安定的・継続的な事業実施に支障が生じるのではないかと、との懸念が生じている。

また、特に本県をはじめとする豪雪地帯においては、降雪期前までに工事を完了させる必要があるなど、施工時期に制約があることから、新たな政府方針の下で十分な事業期間が確保できるのか危機感を持っている。

政府においては、補正予算に依存した財政運営からの脱却にあたり、公共事業の円滑な実施に支障が生じないように、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 補正予算で措置されてきた緊急性の高い事業等の着実な推進に向け、物価・資材価格の高騰や賃金水準の上昇への対応も含め必要な予算総額を安定的に確保することに加え、地方公共団体が十分な事業期間を確保できるよう配慮すること。
- 2 当初予算に組み込まれる従来の補正予算相当分について、地方公共団体の実質的な負担が増加することのないよう、適切に地方財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣 あて
農 林 水 産 大 臣
国 土 交 通 大 臣
内 閣 官 房 長 官
内閣府特命担当大臣(防災)

山形県議会議長 田 澤 伸 一

以上、発議する。

令和 8 年10月 8 日

提 出 者 山形県議会議会運営委員長 能 登 淳 一